

農薬の役割と登録

- 農産物を安定的に供給するためには、農産物を生産する時に発生する病気により農作物が枯れたり、害虫に収穫物を食べられるなどの被害を防ぎ、生産量を確保する必要。
- 我が国は温暖で湿潤な気象条件であり、病気や害虫が発生しやすいことから、国内で安定して生産するためには、必要な範囲で農薬を使用できるようにしておくことが重要。
- しかしながら、農薬の成分や使用方法によっては人や魚などに悪影響を及ぼすことがある。
- このため、農林水産省は農産物の安定した生産を確保すると同時に、農薬の使用が、農薬を使用する人、生産された農産物を食べる消費者の健康、魚などの環境生物に悪影響を及ぼさないかを科学的データを評価して判断。
- 農林水産省は効果があり、安全と判断できる場合のみ使用方法を定めて登録している。

農薬登録と評価

食品の安全性

食品安全委員会

○申請された農薬の人への毒性を評価し、次の2つの指標を設定

- ・生涯摂取し続けても安全な量
- ・1日に摂取しても安全な量

※食品安全基本法

評価依頼

評価結果をフィードバック

厚生労働省

○申請された**使用方法**で使用情况の場合の残留濃度から、食品経由の農薬の摂取量を推定

○推定した摂取量が、食品安全委員会が設定した指標を超えない場合、食品の残留基準値を設定

※食品衛生法

環境への影響

環境省

○申請された農薬の魚などへの毒性を評価し、河川水等の基準値を設定

○申請された**使用方法**で使用情况の場合の河川中の農薬濃度を推定し、基準値を超えないか確認

※農薬取締法

関係府省へデータを送り評価依頼

効果や使用者への影響

農林水産省

○農薬の申請には

- ・散布できる作物
- ・散布できる農薬の濃度
- ・散布できる時期（収穫の何日前まで等）
- ・散布してよい回数

といった**使用方法**（案）が必要

○申請された**使用方法**で効果があり作物に害がないか確認

○申請された**使用方法**で使用情况の場合に、使用者の健康に悪影響を及ぼさないか確認

○効果や安全性に問題がない場合のみ**使用方法**を確定し登録

※農薬取締法

登録申請

農薬メーカー

農薬の登録と使用に関する規制

○農薬は使用方法ごとにデータの提出を求め、効果や安全性を評価して登録

- ・農薬は使用方法を定めて登録しており、その使用方法の範囲内でのみ使用可能
 - ・農薬の使用方法(水で希釈して散布する農薬の例)
 - ✓ 散布できる作物
 - ✓ 散布する際の農薬の濃度
 - ✓ 散布できる時期(収穫の何日前まで散布可能かなど)
 - ✓ 散布してよい回数
 - ・登録申請する使用方法で使用了した場合のデータの提出を求め、
 - ✓ 病気や害虫の被害を防ぐ効果があるか、使用した作物に害がないか(薬効・薬害)
 - ✓ 使用した農家の方の健康に悪影響を及ぼさないか
 - ✓ 使用した作物に残留した農薬により、消費者の健康に悪影響を及ぼさないか
 - ✓ 魚などの環境中の生物に悪影響を及ぼさないか
- などを評価し、効果があり、安全と判断できる場合のみ使用方法を定めて登録している。

無人ヘリコプターでの農薬の使用

○「無人ヘリコプターによる散布」と「地上散布」は使用方法が異なるため、それぞれの使用方法で評価をした上で登録することが必要

- ・無人ヘリコプターに積載できる重量に制限があるため、地上散布に比べ、高い濃度・少量で散布をすることが一般的。
- ・このように、無人ヘリコプターによる散布と地上散布は使用方法が異なるため、地上散布で登録があっても、無人ヘリコプターによる散布での登録をとることが必要。
これまでにも無人ヘリコプターで使用できる多くの農薬を登録している。
- ・使用方法の違いを考慮し、次の観点から効果や安全性に関する評価が必要であり、関連するデータが必要。
 - ✓ 薬効・薬害
 - ・散布液中の農薬の濃度が高くなることから、作物に害を生じる可能性
 - ・散布する液量が少なくなることから、薬効が十分に発揮できない可能性
 - ✓ 使用する人への影響
 - ・散布液中の農薬の濃度が高くなることから、使用する人の健康に悪影響を与える可能性
 - ✓ 作物への残留
 - ・散布液量・濃度が異なることから、残留濃度が変化する可能性
(必要な場合、食品の残留基準値を変更)
- ・更に、地上散布より高い位置から散布するため、環境中への飛散が多くなり、魚などの環境中の生物に影響を再度評価する必要がある。

